



長野県報

6月19日(木)
平成15年
(2003年)
第1466号

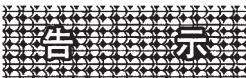
目 次

告 示

地方税法に基づく特約業者の指定の取消し(税務課)	1
生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関の指定(厚生課)	2
生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地変更の届出(厚生課)	2
生活保護法に基づく指定介護機関からの業務廃止の届出(厚生課)	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の事業所廃止の届出が効力を有しないものである旨の届出(高齢福祉課)	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者からの事業所の名称変更の届出(高齢福祉課)	3
理容師法及び美容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定(食品環境水道課)	4
園芸特産振興事業補助金交付要綱の一部改正(園芸特産課)	4
保安林の指定(2件)(森林保全課)	6
道路の供用開始(道路維持課)	6
道路の区域変更(道路維持課)	7
地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定の一部改正(会計局)	7

公 告

表彰(広報広聴チーム)	7
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	8
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	8
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧(2件)(産業振興課)	9
平成16年度長野県工科短期大学校学生の募集(産業活性化・雇用創出推進局)	10
土地改良事業の施行についての同意(2件)(土地改良課)	13
林業改良指導員資格試験の実施(林業振興課)	13
都市計画法に基づく都市計画の図書の写しの縦覧(都市計画課)	14
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道課)	14
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課)	14



長野県告示第318号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消しました。
平成15年6月19日

長野県知事 田中康夫

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所又は事業所の所在地 指定取消年月日
進藤石油株式会社 進藤全夫 木曾郡木曾福島町5393番地 平成15年6月12日

税務課

長野県告示第319号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成15年6月19日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
訪問介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	アイリスケアセンターなかごみ	佐久市中込字中原3639番地35	平成15年6月1日
訪問看護	長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177番地3	訪問看護ステーションすずたけ	伊那市美篠7792番地3	平成15年6月1日
通所介護	社会福祉法人サン・ビジョン 有限会社あぐり 株式会社たまゆら 社会福祉法人一陽会 株式会社ニチイ学館	愛知県春日井市桃山町字北山5079番地1 下高井郡山ノ内町大字佐野2534番地53 飯田市砂払町二丁目6732番地7 飯田市北方2209番地1 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	デイサービスセンターグレイスフル日義 寄りあい処とがり デイサービスセンターたまゆら 北方デイサービスセンター アイリスケアセンターなかごみ	木曾郡日義村2752番地1 下高井郡山ノ内町大字戸狩376番地4 飯田市北方2688番地2 飯田市北方2209番地1 佐久市中込字中原3639番地35	平成15年5月1日 〃 平成15年6月1日 〃 平成15年6月1日
通所リハビリテーション	長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177番地3	老人保健施設すずたけ	伊那市美篠7792番地3	平成15年6月1日
短期入所生活介護	社会福祉法人睦寿会	埴科郡戸倉町大字羽尾366番地1	社会福祉法人睦寿会吉野の里	埴科郡戸倉町大字羽尾366番地1	平成15年6月1日
短期入所療養介護	医療法人(社団) 健和会 長野県厚生農業協同組合連合会	飯田市鼎中平1936番地 長野市大字南長野北石堂町1177番地3	健和会病院 老人保健施設すずたけ	飯田市鼎中平1936番地 伊那市美篠7792番地3	平成15年6月1日 〃
痴呆対応型共同生活介護	社会福祉法人サン・ビジョン 社会福祉法人三水村社会福祉協議会	愛知県春日井市桃山町字北山5079番地1 上水内郡三水村大字芋川181番地	グループホームグレイスフル日義 グループホーム「わが家」	木曾郡日義村2752番地1 上水内郡三水村大字倉井2562番地2	平成15年5月1日 〃
福祉用具貸与	株式会社サン・アイ	飯田市松尾寺所5725番地	株式会社サン・アイ福祉部	飯田市松尾明8055番地1	平成15年6月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177番地3	老人保健施設すずたけ指定居宅介護支援事業所	伊那市美篠7792番地3	平成15年6月1日
長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177番地3	長野県厚生農業協同組合連合会のざわ居宅介護支援事業所	佐久市大字原71番地5	〃

3 介護老人保健施設

施 設 の 種 類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
介護老人保健施設	老人保健施設すずたけ	伊那市美篠7792番地3	平成15年6月1日

厚 生 課

長野県告示第320号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成15年6月19日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変更年月日
					新	旧	
訪問看護	医療法人(社団)健和会	飯田市鼎中平1936番地	訪問看護ステーション健和会	飯田市鼎西鼎581番地	飯田市鼎西鼎581番地	飯田市鼎中平1936番地	平成15年5月15日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変更年月日
				新	旧	
医療法人(社団)健和会	飯田市鼎中平1936番地	訪問看護ステーション健和会在宅総合支援センター	飯田市鼎西鼎581番地	飯田市鼎西鼎581番地	飯田市鼎中平1936番地	平成15年5月15日

厚 生 課

長野県告示第321号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年6月19日

長野県知事 田 中 康 夫

居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事業所の所在地	廃止年月日
福祉用具貸与	株式会社日立家電システム関東	東京都台東区東上野2丁目7番5	株式会社日立家電システム関東長野支店	松本市芳川村井町中村1280番地1	平成15年2月28日

厚 生 課

長野県告示第322号

平成15年長野県告示第273号で告示した介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の事業所廃止の届出について、次のとおり当該届出者から届出が効力を有しないものである旨報告がありました。

平成15年6月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 事業所の名称

滝沢医院

2 事業所の所在地

長野市真島町真島2209番地

3 報告のあった居宅サービス

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション

4 報告のあった日

平成15年5月19日

高齢福祉課

指定居宅サービス事業者

1 訪問看護

事 業 所 の 名 称	変更年月日
変更前 滝沢医院	平成14年11月21日
変更後 医療法人大和真田会ましまクリニック	

2 訪問リハビリテーション

事 業 所 の 名 称	変更年月日
変更前 滝沢医院	平成14年11月21日
変更後 医療法人大和真田会ましまクリニック	

3 居宅療養管理指導

事 業 所 の 名 称	変更年月日
変更前 滝沢医院	平成14年11月21日
変更後 医療法人大和真田会ましまクリニック	

4 通所リハビリテーション

事 業 所 の 名 称	変更年月日
変更前 滝沢医院	平成14年11月21日
変更後 医療法人大和真田会ましまクリニック	

高齢福祉課

長野県告示第323号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者からその事業所の名称を変更する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年6月19日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県告示第324号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定します。

平成15年6月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 講習会の主催者の名称及び所在地

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 金 田 一 郎

東京都港区虎ノ門1丁目26番5号

2 講習会の日程

平成15年10月20日（月）、27日（月）、28日（火）

3 講習会場の名称及び所在地

長野県自治会館

長野市大字西長野字加茂北143-8

4 受講料

1万4,000円

食品環境水道課

長野県告示第325号

園芸特産振興事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第226号）の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成15年6月19日

長野県知事 田 中 康 夫

別表の果樹振興対策の項中	「 果樹経営生産出荷対策事業 」 を	「 果樹経営安定対策事業 」 に、	「 (1) 果樹計画生産出荷促進事業 」 を
〔 (1) 果樹計画生産出荷促進資金造成事業 に改め、同表の特産振興対策の項中			
〔 きのこ市場動向等調査事業 全国農業協同組合連合会長野県本部が行うきのこ市場動向等調査事業に要する経費 2分の1以内 を〕			
〔 家庭向けきのこ料理と機能性PR事業 全国農業協同組合連合会長野県本部が行う家庭向けきのこ料理と機能性PR事業に要する経費 2分の1以内 〕			
きのこオリジナル商品開発支援事業	1 市町村又は農協等がきのこオリジナル商品開発支援事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費 2 市町村が1に掲げる事業を行う農協等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1(1の(2)にあつては3分の1)を限度とする。	に、
新製品開発促進事業	1 市町村又は農協等が新製品開発促進事業実施計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 総合製品開発事業 (2) 先端的加工施設整備事業 2 市町村が1に掲げる事業を行う農協等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内。ただし、(2)の事業に係るものにあつては3分の1以内。 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1(1の(2)にあつては3分の1)を限度とする。	を
マーケティング強化推進事業	1 市町村又は農協等がマーケティング強化推進事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費 2 市町村が1に掲げる事業を行う農協等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。	を
原料野菜契約取引推進事業	1 市町村又は農協等が原料野菜契約取引推進事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費 2 市町村が1に掲げる事業を行う農協等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。	〕

新製品開発促進事業	1 市町村又は農協等が新製品開発促進事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費 2 市町村が1に掲げる事業を行う農協等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。	に改め、同表の流通対策の項中
マーケティング強化推進事業	長野県農産加工品開発推進協議会が行うマーケティング強化推進事業に要する経費	知事が定める額	

「青果物等商業組織基盤強化事業」 を	「食品販売業等連携活性化実践事業」	に、「青果物等商業組織基盤強化事業に」を「食品販売業等連携活性化実践事業に」に改め、	
同表の水産振興対策の項中	外来魚被害緊急対策事業	市町村、長野県漁業協同組合連合会又は漁業協同組合が外来魚被害緊急対策事業実施計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 外来魚緊急駆除事業 (2) 外来魚処理対策事業 (3) 漁場生態系復元等事業 ア 漁場生態系復元事業 イ 密放流防止対策（市町村が行う事業に限る。） (4) 事業検討会	2分の1以内
	水産資源増殖推進事業	1 長野県漁業協同組合連合会が河川湖沼における水産資源の増殖推進を図るために行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 未利用水面開発のための増殖推進事業 (2) 水産資源増大のための増殖推進事業 (3) シナノユキマス、木崎マス等の有用魚種並びに天竜川水系及び木曽川水系における湖沼型アマゴの増殖推進事業 2 長野県漁業協同組合連合会が1に掲げる事業を行う漁業協同組合に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	3分の1以内 6分の1以内 2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の(1)については3分の1、(2)については6分の1、(3)については2分の1を限度とする。

「外来魚等食害防止対策事業」	市町村、長野県漁業協同組合連合会又は漁業協同組合が外来魚等食害防止対策事業実施計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 1 外来魚被害緊急対策事業 (1) 外来魚緊急駆除事業 (2) 外来魚処理対策事業 (3) 漁場生態系復元等事業 ア 漁場生態系復元事業 イ 違法放流防止対策事業 (市町村が行う事業に限る。) (4) 事業検討会 2 カワウ食害防止対策事業 (1) 被害防止対策事業 (2) 捕獲事業	2分の1以内	に改める。
水産資源増殖推進事業	1 長野県漁業協同組合連合会が河川湖沼における水産資源の増殖推進を図るために行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 未利用水面開発のための増殖推進事業 (2) シナノユキマス、木崎マス及び湖沼型アマゴ等の有用魚種の増殖推進事業 2 長野県漁業協同組合連合会が1に掲げる事業を行う漁業協同組合に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	3分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の3分の1を限度とする。	

長野県告示第326号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成15年6月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 保安林の所在場所

北安曇郡八坂村字切石17674、17676、字中ヲネ17678、17679、字トウス岩17683、字テエザ17686、字池ノ下17720、17722、17723、字田畔17724、字家ノ下17725、字家浦日向17792、字柳畠ケ17793、字小操岩17794、17795、字クキン畠上17797、17798、字クキン畠17799のイ、字長平17803、17804、字日向表畠17812、字竹ノ下17814、字日向竹上17815のイ、字日向峯17815のロの1、17815のロの2、字日向夕日当り17818の1

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び北安曇郡八坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第327号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成15年6月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 保安林の所在場所

上伊那郡高遠町大字藤沢4974の1、下伊那郡清内路村1の1

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

清内路村1の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

下伊那郡根羽村2619、2628の2、5317の146・5150の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、木曾郡大桑村大字殿940のイの1、940のロの1、941の1、941の4、上水内郡信濃町大

字穂波字川立2139

(2) 指定の目的

落石の危険の防止

(3) 指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

根羽村2619・2628の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5317の146

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年7月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年6月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路線名

中野飯山線

2 供用を開始する区間

中野市大字田上字川端227番の1地先から

中野市大字田上字川端227番の1地先まで

3 供用を開始する期日

平成15年6月19日

道路維持課

長野県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年7月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年6月19日

長野県知事 田中康夫

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 148号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡小谷村大字中土5482番の13地先から 北安曇郡小谷村大字中土10146番の1地先まで	旧	m 5.5~39.0	km 0.8193
北安曇郡小谷村大字中土2482番の1地先から 北安曇郡小谷村大字中土10146番の1地先まで		10.2~63.4	0.8204
北安曇郡小谷村大字中土2482番の1地先から 北安曇郡小谷村大字中土10146番の1地先まで	新	10.2~63.4	0.8204

道路維持課

長野県告示第330号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を次のように改正します。

平成15年6月19日

長野県知事 田中康夫

別表第2中

「	伊那支所	伊那市
''	手良支所	''
''	美篤支所	''
''	富県支所	''
''	新山出張所	」
「	伊那支所	伊那市
''	美篤手良支所	''
''	富県支所	''
「	辰野支所	上伊那郡辰野町
''	小野支所	''
''	川島支所	''
''	羽北支所	''
''	朝日支所	''
''	新町出張所	''
''	竜東出張所	''
''	箕輪町支所	上伊那郡箕輪町
''	東箕輪支所	''
''	三日町支所	''
''	大出支所	''
''	木下支所	''
「	辰野支所	上伊那郡辰野町
''	箕輪町支所	上伊那郡箕輪町」
「	駒ヶ根支所	駒ヶ根市
''	東伊那支所	''

「 '' 駒ヶ根支所 駒ヶ根市 」に
 「 '' 飯島支所 上伊那郡飯島町
 '' 七久保支所 '' を
 '' 片桐支所 上伊那郡中川村」
 「 '' 飯島支所 上伊那郡飯島町」に
 「 '' 東部支所 上伊那郡高遠町
 '' 高遠支所 ''
 '' 三義支所 ''
 '' 長藤支所 '' を
 '' 藤沢支所 ''
 '' 美和支所 上伊那郡長谷村
 '' 伊那里支所 ''
 「 '' 東部支所 上伊那郡高遠町」に改め
 る。

会計局



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第6条の規定により、次の者を表彰しました。

平成15年6月19日

長野県知事 田中康夫
 平成15年6月11日表彰 スポーツ栄誉賞
 山岡聰子
 新谷志保美

広報広聴チーム